

## 1504 宅幼老所わが家

## 1505 宅幼老所あずま家・住まい処よろず家

## 1506 宅幼老所あずま家河原町・メゾン河原町・オヒサマの森

### 【キーワード】

〔施設種別〕 ■高齢者施設 ■障がい者施設 ■子ども施設 □住宅 □地域活性化の拠点となる宿泊施設  
〔運営主体〕 □市区町村 ■法人 □NPO □個人 〔補助金〕 □内閣府 □国土交通省 □厚生労働省 ( )  
〔建物形式〕 ■1棟単体型 □複数棟集合型 □団地型 〔建物状況〕 ■新築 □増築 ■改修 ■一部改修 □既存  
〔対象者〕 ■高齢者 ■障がい者 ■子ども □ファミリー □多世代



図1. 宅幼老所あずま家河原町等複合施設の外観

民家改修による宅幼老所を起点に、地域内に宅幼老所と有料老人ホームの複合施設などを複数運営する法人の共生型地域包括ケアの取り組み。地域に根ざした利用者本位のサービスを目指して、高齢者や子供、障がい者へのケアが行われている。家らしさ、地域へのなじみが大切にされ、落ち着きと普通の生活の場らしい"雑様性"が共存する、あたり前の居合わせの場が実現している。

インタビューでお話を伺った方：大石ひとみ氏（有限会社わが家代表取締役）、大石泰嗣氏（有限会社わが家専務）

訪問者：山田あすか、村川真紀

訪問日：2021年3月27日

### 1. 有限会社わが家設立と事業所沿革

有限会社わが家は、2004年（平成16年）に、当時公務員として福祉職にあった大石ひとみ氏が自身の父に介護が必要となったことをきっかけに、「地域に根ざした利用者本位のサービス」を目指して、仲間と共に設立された。当時は、国家が提供する介護の「措置」から、専門職が提供する介護を市場経済にゆだねる「契約」への転換を図った介護保険の導入直後であり、社会福祉や地域福祉に営利企業が参入することに対しては、まだ充分な理解がなかった。その頃、先駆的に「宅老所」を運営していた事例（富山市のこのゆびとーまれ、安曇野市の宅老所いいせ、南箕輪村の宅幼老所かいご家など）を参考に、支援が必要な高齢者、障がい者、こどもがともに過ごす「宅



図2. 立地周辺 (Googlemap)

宮田村は、東に天竜川が流れる盆地平野部から西の駒ヶ岳に至る山地からなる、東西に長い村。平野部のほぼ中心に宮田駅があり、その東方200mほどの位置に村役場が置かれている。村役場から東～北北東の方向に宅幼老所わが家、元わが家、あずま家・よろず家、村役場から南方のまちの中心に近い通り沿いにあずま家河原町・メゾン河原町・オヒサマの森が立地する。



図3. 元・わが家

住宅街のなかにある普通の民家を改修して開設されたわが家の発祥の場所。2間と台所のみで運用しており、面積要件を満たすのが大変だった。台所は6畳ほどで決して広くはないが、最大で30人ほどの配食も行ってた。現在は、訪問介護のステーションと、技能実習生の寄宿舎として使われている。

参考文献

- 1) 有限会社わが家, <http://www.wagaya-miyada.com>
- 2) 厚生労働省, 小規模多機能型居宅介護の基準・報酬について(サテライト型小規模多機能事業所制度の設置検討), <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001uuqn-att/2r9852000001uuug.pdf>

「幼老所」を開設した。

その後、もとの敷地のほど近くに移転新築で「宅幼老所あずま家」と有料老人ホームを開設。続いて、機会がありまちなかに小規模多機能+有料老人ホーム+複合商業施設の事業所を設ける。さらに、新耐震基準前の昭和54年建設であった民家の耐震性への不安から、現在の「宅幼老所わが家」をサテライト事業所として開設、現在は3箇所で開催されている。

2.3) 運営の特徴

■分け隔てない共生の場

長野県に広く普及する「宅幼老所」の形式で、高齢者、障がい者、こどもがそれぞれに必要なケアを受けながら共に過ごす。現在の「共生型デイサービス」では、高齢者と障害者ケアを同時に提供しやすくなったが、そこにこどもが含まれていないことは、宅幼老所としての実践を経るとむしろ不思議に思える。高齢者や障害者のこどもの関わり方はスタッフが間に入ることで柔らかくなると感じられる。こどもたちは偏見を持たず、臆せず関わりに行くので、スタッフがこどもから学ぶことも多い。

■あくまでも在宅支援

3つの小規模多機能型居宅介護事業所は、他の一般的な小規模多機能の運営とは異なり、あくまでも在宅を支援する場としての位置づけを重要視した運営を行っている。宿泊室は規程の数を設備的には設けているが、なるべく宿泊ではなく、訪問の回数を増やすなどして必要な支援を行っている。利用開始時は、利用者もスタッフ側も必要な支援の程度や方法がお互いにわからないので、

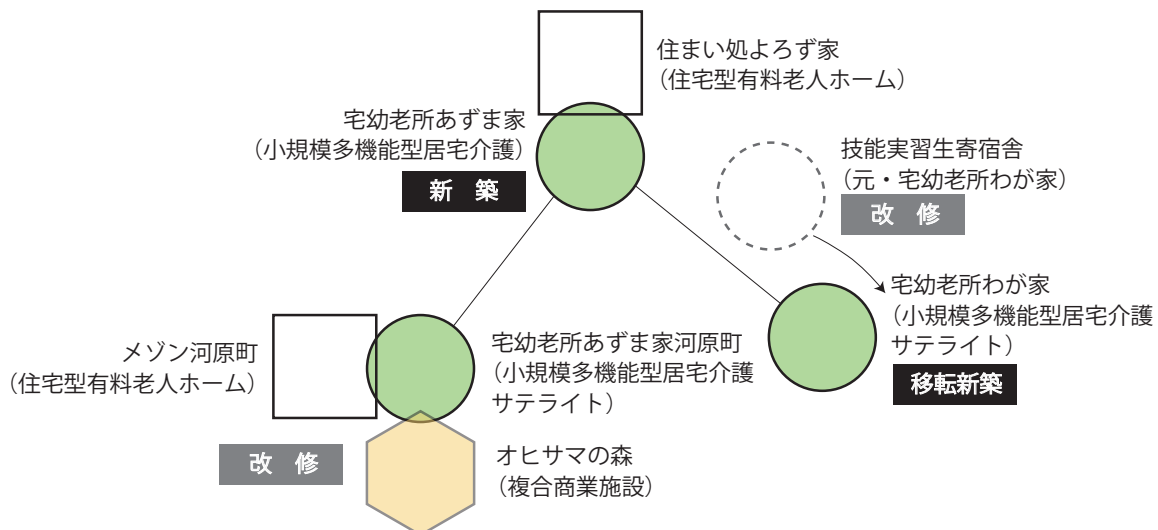


図4. 3つの事業拠点



試しに期間を定めて夜間定期巡回をして様子を見る。その後利用内容を相談し、安定してからは夜間定期巡回はせず、電話対応で24時間随時対応をしている。利用者はこの対応で安心するのか、あまり定期巡回希望はない。必要ならば期限を決めて見回りする。見極めがいたら、家族と本人に利用の程度は任せる。

宿泊室を設けるなら、宿泊利用をしてもらって、利用料を得なければいけない、という発想は、自分たちの運営方針にはそぐわない。地域性などもあると思われるが、自宅があり自宅で過ごすことが必ずしも不可能でないにも関わらず、「小規模多機能に住んでしまう」「自宅があるのにそこには住めない」という状況にならないようにしたいと考えている。宿泊利用を推奨すればニーズはたくさんあるだろうが、自分の家があるなら活用する、なるべく住み慣れたところで暮らしていただくことを大切にしている。自宅には、何にも代え難いなにかがあるし、そこでも暮らしを守ることが運営のコンセプトである。

家族と同居している利用者は少ない。それでも、24時間対応があるため、夜間一人でも安心して過ごせている。

もともと、支援が必要な方に、分け隔てなく地域・在宅で暮らすための支援を提供するという理念の元で始まっているのが宅幼老所であり、その制度を引き継いだのが小規模多機能型居宅介護と認識している。大元の理念に立ち返れば、地域での在宅支援という意味で「できないこと」「やってはいけないこと」は何もない、それがやれるかどうかは事業者次第であると考えている。「わが家」としては、利用者にとって必要なことは躊躇せず行い、それを発信している。やれることは何でもやろう、というモットーで運営している。

### ■事業者間連携

宮田村には、他に2件の介護事業者がある。当社の3つの小規模多機能型居宅介護は、「在宅に力を入れている事業所」としての特徴をもって棲み分けている。社会福祉協議会は住まいに力を入れており、診療所や老健と連携する、医療に強い事業者もある。在宅が難しくなった場合や継続的な医療的ケアが必要になった場合などには（ケアマネを介して）他の事業者さんを紹介する、逆に当事業所の強みを活かして認知症の症状が深い方をこちらに紹介していただくなど、村が小さくケア事業者のネットワークができていることを活かせる連携体制を構築し

### ■事業所展開の沿革

- 2004（平成16）年
  - 1月 有限会社わが家設立
  - 9月 宅幼老所わが家 開所（通所定員10名）
- 2005（平成17）年
  - 7月 訪問介護わが家 開始
- 2010（平成22）年
  - 11月 宅幼老所あずま家（小規模多機能型居宅介護）  
住まい処よろず家（住宅型有料老人ホーム）  
開所
- 2013（平成25）年
  - 4月 宅幼老所あずま家河原町  
（小規模多機能型居宅介護サテライト）  
メゾン河原町（住宅型有料老人ホーム）  
オヒサマの森（複合商業施設）  
開所
- 2020（令和2）年
  - 5月 宅幼老所わが家  
（小規模多機能型居宅介護サテライト）  
新築移転・業態変更のうえで開所



図4. 宅幼老所わが家

河岸段丘の際の道路に面した敷地に建つ。周辺は、住宅街に農地が混ざるエリア。北側ブロックにある公園に来る子供たちの声が聞こえるという。南側の隣家は10年以上空き家になっている。

ている。また、共生型ケアを行っていることから障がいの事業所とも連携をしており、地域全体で高齢者や障がいの生活を支えるための関係性を醸成している。

## 2. 宅幼老所わが家

### 1) 現在の事業所概要

所在地：長野県上伊那郡宮田村

施設種別：小規模多機能型居宅介護サテライト。定期巡回ではなく、必要に応じて随時対応している。自主事業として託児を行う。

設計管理：株式会社クボタ建築設計事務所 (<http://kubota-sekkei.co.jp/>)

建物構成：地上1階

構造規模：木造

利用者定員：高齢者の登録定員が18人（現利用者8人）、通い定員15人/日。障害者については、特段【登録】の枠はない。利用実績は日中定員利用枠のなかに含まれる。泊まり利用の人はまだいない。必要であれば夕食を提供しており、訪問で自宅に遅い時間まで入っているため、泊まりを利用しなくても過ごせる。

利用者数平均：月～金は日中に障がい者2人、高齢者6人。見学日（土曜日）は、通いの高齢者4人、午後から障がい者の利用あり。こどもの利用人数は、日によって異なる。毎日決まった人数はなく、困ったときの預かり先として運用している。地方なので保育園は充実しているが、保護者の病気など急に託児が必要になった場合の預け先という役割を担っている。スタッフの子どもたちも利用しており、スタッフの福利厚生の一環、人材確保のウリにもなっている。

利用者想定（3事業拠点での棲み分け）：障がい・要介護の程度が比較的 low、障がい者の場合は「仕事ができる（就労支援対象）人」を対象とする。平均介護度は2.3～3。浴室にリフト浴設備を備え、入浴に特化しているため、リフト浴が必要な方をこちらに案内している。希望があれば、事業所ごと登録を移動している。

運営開始：2020年5月

### 2) 開設経緯

昭和54年建築の、住宅街のなかの民家で開設された。



図5. リビングスペース

上：メインエントランスから見たリビングスペース

中：キッチンのリビング側の壁には、利用者やスタッフの墨書や画が飾られている。ざっくばらんで気安い家らしさのある風景である。キッチンが建物の中心に位置するため、キッチン周りの天井には照明がラインで入っている。

下：奥の出入口側から、メインエントランス方向を見る。リビングスペースの南面は一面の開口で、明るい広縁がつながっている。



家にはもともと高齢女性が一人で暮らしていたが、骨折して入院し、在宅生活の継続が難しく施設入所に至り、空き家になっていた。宅老所事業を始めるための場所を探していたときに、空き家になっているという情報を地域の人に教えていただき、オーナーに交渉して貸していただくことになった。事業所開設にあたり、庭に面したデッキや車いすでのアプローチ用のスロープ増設などの改修を行った。

当初は通い（通所介護）での運営だったが、利用者ご家族から要望があり、建物を改修・一部増築し、自主事業として宿泊、居住（長期宿泊）を始めた。地域居住／在宅介護を支援するため、必要なサービスを必要な人に届けるという役割意識により、ニーズに対応して配食も行っていった。安定的な運用と、利用者の負担軽減のため介護保険事業所としての展開が必要と考え、小規模多機能型居宅介護と住宅型有料老人ホームの複合施設を開設した（宅幼老所あずま家、住まい処よろず家）。

その後、介護保険法の改正により建物への耐震性能が求められるに至り、身体新基準以前の建物であることから、耐震改修を行うよりも新築移転の方が事業継続に有利であるとの判断により、「宅幼老所あずま家」にメイン施設を移転し、現在の「宅幼老所わが家」をそのサテライト事業所として開設した。

### 3) 建築のコンセプト

小規模デイサービスを宅老所で実施するにあたって、いかにも「福祉施設」という概念や建物には避けたいと思い、「住宅」を基本に設計して欲しい、また少し高級感



図6. 通り抜けができる構造のキッチン



図7. 奥の出入口外のミニガーデン  
直接道路からアプローチできる。

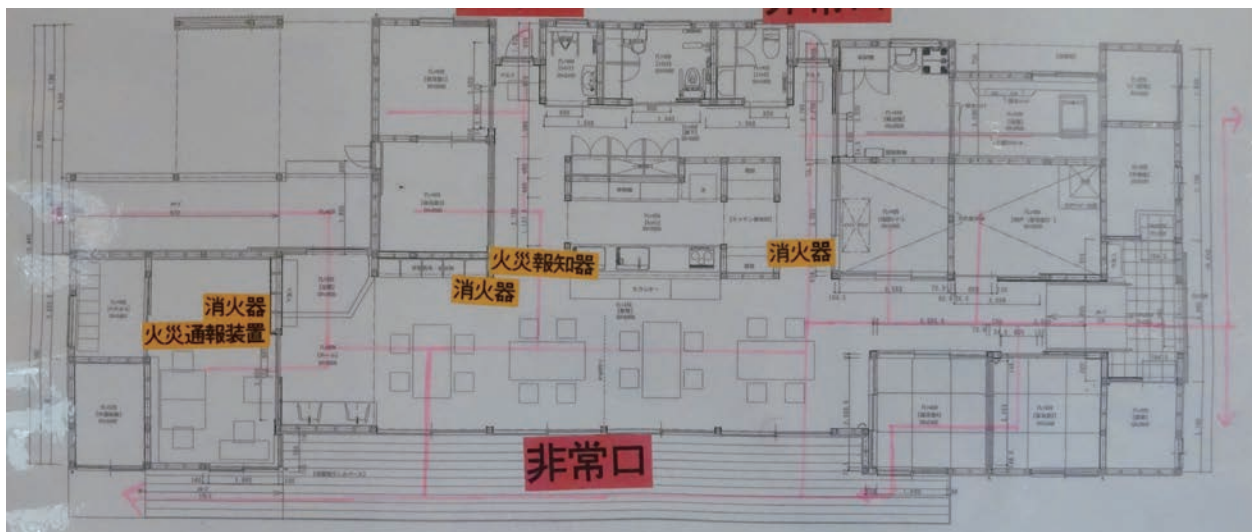


図8. 移転後わが家平面図

のある雰囲気にしたと考えて設計をお願いした。広い縁側デッキに連続した一体的なリビングスペースは、もとの宅老所が家の空間構成を引き継いだ。

設計者は、これまでいくつか一緒に建物をつくっている、高齢者施設より住宅をメインでやっている設計事務所（株式会社クボタ建築設計事務所）。施工管理の加藤氏は河原町施設をつくるときに組んだ村内の事業者で、村の補助金が入っている関係で、村内の事業者者に依頼する流れもあり、ビジネスパートナー的な存在。竣工後も、設備などで困ったときは継続的に依頼している。

いくつかの事業所を計画して、最終的に「いいな」と思うのは、自分が居心地がいいと思えること、昔の「わが家」で、庭を眺めて四季が感じられるところなど、原点のことだった。豪華さやオシャレさではなく、「素朴な居心地の良さ」を追及したかった。施設にではなく誰かがずっと住んでいる家に来ている、いわば古民家のようなイメージで設計していった。

#### 4) 建築の特徴

##### ■全体の構成

全体の構成は、平屋造りで、通り抜けができる台所を中央に置き、その前方（カウンター側）にリビングスペースを、サイド～後方に宿泊室とトイレ・風呂を置く。地方で土地があるので、平屋でできればそれが防災上、またバリアフリー上安心である。その背景には、ここが地震が多い地域であり、村との協定でこの事業所が福祉避難所になっていることも影響している。近隣住民のうち、高齢者・障がい者で指定の方はここに避難してくる想定のため、防災倉庫の充実も昨年から進めている。

メインの玄関から、リビングスペースを介してそのまま奥の出入り口（兼スタッフ用入口）につながる。防災上の二方向避難の経路も考慮している。奥の玄関のサイドにはスタッフ更衣室とストックヤードがある。奥の玄関を出たところには、芝が敷かれた小さな庭が設けられている。

##### ■奥の出入口周辺

前の庭は、日向ぼっこなどをする場所として設けた。ここは、本当は地域住民に利用してもらえ、和スイーツを提供する和風カフェを設けたかったが、第一種低層住宅地域の区画のため、飲食・製造などを提供する機能を持たせられなかった。また、飲食は経営が困難と見なされ、銀行からの融資の条件も厳しかった。せっかく庭はできたので、今後は、フリーマーケットのようなイベントなど、地域の方と一緒に何かを実施する場所として考えているが、開所以来、COVID-19の感染拡大予防期であるため、まだ実施できていない。

##### ■台所

あくまでも家庭の延長の「台所」として計画する（厨房とはしない）。片面をカウンター、片面を食器収納・冷蔵庫等とする、並列型のキッチン。利用者と一緒に立てるように、幅広くに設計されている。なお、3つの拠点施設とも中央にオープンキッチンを設けており、においや音、視覚から入る刺激を利用者に提供するための仕掛けとして重要だと考えている。

##### ■リビングスペース

自宅でくつろいでいるときは外を眺めてしまうので、そのような経験から、大きな開口部を取りたいと考え、リビングの南面は全面窓になっている。窓の外に見える隣家とは敷地に若干の高低差があり、隣家の壁上部と屋根、その向こうに山々が見える。隣地は10年以上空き家になっているとのことで購入も検討したが、価格で折り合わず断念した。前方が開けている景観も良いが、隣家が見えるのも町の住宅街の中に住んでいる雰囲気が良い。隣家のオーナーはときどき来訪して庭の手入れをしており、住人が居た頃に設えられた植栽は四季折々で変化を見せてくれる。大開口にカーテンだと消防上の問題がある（良い雰囲気のカーテンを選びにくい）ため、木目調のアルミサッシと障子戸としている。

一体型で広いので、うまくホームスケール感・狭さを出したいと考えている。リビングスペースの一角には、障子を開けてリビングと一体的になる和室が設けられている。

## ■トイレ (図9)

新築事業所はここが3件目であるが、ここで始めて男性専用トイレを作った。高齢男性だと座って用を足すのに慣れない、自身の尊厳に関わるという要望が強かったため。便座では、自力で立ち上がることを目的に、トイレのバーはあえて遠い位置に設置している。利用者さんは背が低いことが多いので、便座の高さは低いものを採用した(3cmほど通常の便座より低い、低床タイプ)。便座の設置の向きも入口と対面でなく、入口と並行して設置している。これによって、車いすで入室して横移動で移乗できるようにしている。

## ■浴室 (図10)

マンツーマンで介助できる個浴タイプで、三方介助ができるように配置。ここでは、予算の関係でFRPの浴槽と床はタイル。浴室と脱衣場は床暖房が入っている。障がい者の人も入れるよう、ベッドとリフトを設置している。重症心身障害の利用者などが入浴のみで利用しにきている。

## ■宿泊室

宿泊室は規程に則り5部屋つくっているが、宿泊利用ではほぼ使っておらず、お昼寝部屋や什器ストックルームとして使用している。この事業所でも、定期的なレスパイト以外は家族と本人の都合に合わせて利用できるようにしており、定期的な宿泊(SS)利用や中長期の宿泊利用は受けていない。

# 3. 宅幼老所あずま家・住まい処よろず家

## 1) 現在の事業所概要

所在地：長野県上伊那郡宮田村

施設種別：

- ・宅幼老所あずま家：小規模多機能型居宅介護本体事業所。定期巡回ではなく、必要に応じて随時対応している。自主事業として託児を行う。
- ・住まい処よろず家：有料老人ホーム

設計：山喜設計(塩尻市の設計会社)

\*5社のコンペにより選定

施工：丸福建設・久保田組(現在は丸福久保田組。不動



図9. トイレ

前方のバーを、通常よりも先の位置に設置しており、前掲姿勢から自分の力で立ち上がることができるように工夫している。



図10. 浴室

3方向からサポートできる配置の浴槽と、天井走行リフト。

注1) 厚生労働省は、平成16(2004)年9月、「入院医療中心から地域生活中心へ」を基本理念とする、おおむね10年間の具体的な方向性を「精神保健医療福祉の改革ビジョン」をまとめた。平成20(2008)年より1年半にわたって精神保健医療福祉のさらなる改革の具体像が検討され、平成21(2009)年9月に報告書「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」が講評された<sup>3) 4)</sup>。受入条件を整えば退院可能な精神障害者の地域移行に向けた施策として、平成15(2003)～



17 (2005) 年度のモデル事業と、平成 18 (2006) ~ 19 (2007) 年度の精神障害者退院促進支援事業の経験を踏まえ、平成 20 (2008) 年度から精神障害者の退院・退所及び地域定着に向けた支援を行う地域移行推進員（自立支援員）の配置などの人的サポートを含む「精神障害者地域移行支援特別対策事業」が実施された。また、平成 22 (2010) 年度からは移行後の地域への定着支援も行う事業を含めて、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」と改定された。さらに、平成 24 年 (2012 年) 4 月施行の障害者自立支援法の改正により、精神障害者の地域移行支援・地域定着支援事業は個別給付となり、住居の確保や新生活の準備等についての支援、夜間を含む緊急時における連絡や相談などのサポートが行われる。

注 2) 長野県立駒ヶ根病院は、1956 年開設（病床 230 床）、2010 年に地方独立行政法人長野県立病院機構に運営移管、2011 年に「心の医療センター駒ヶ根」に名称変更、現在の病棟で診療科医師（129 病床）。

注 3) 当時、精神病院の入院歴が長い人は、精神病院の環境の方が居心地がよいと感じていた。既に高齢になっていた 60 代以上の方はリハビリをしながら元の居住地（地域）に再定着したが、少なくない若年者がしばらくして病院に戻った。

注 4) 基準該当サービス：介護保険制度の複合型サービス（2012 創設）は、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスだが、基準該当生活介護等の算定対象ではないため、障害者を受け入れている小規模多機能型居宅介護が複合型サービスに転換できない等の障壁が生じていることが課題と認識され、複合型サービスについて新たに対象とされた（2014 検討、2016 ガイドライン）。

#### 参考文献

- 3) 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課、精神障害者地域移行・地域定着支援事業と地域移行支援の現状、障害保険福祉研究情報システム、月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2010 年 4 月号（第 30 巻 通巻 345 号）、<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n345/n345004.html>
- 4) 厚生労働省、「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」（今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会報告書）について、<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/09/s0924-2.html>
- 4) 厚生労働省、精神障害者の「地域移行」、[https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/h24\\_rv01b.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/dl/h24_rv01b.pdf)
- 5) 長野県立こころの医療センター駒ヶ根、<http://kokokoma-hosp.or.jp>
- 6) 長野県立こころの医療センター駒ヶ根、<https://ja.wikipedia.org/wiki/長野県立こころの医療センター駒ヶ根>
- 7) 厚生労働省、地域の実情に合った総合的な福祉

産も扱う建築会社)

土地管理：福美建設（駒ヶ根市の会社）

建物構成：地上 1 階

構造：木造

利用者定員：高齢者の日中定員が 18 人。宿泊室は 5 室を用意しており、さらに 2 室を増やせるようにしてある。宿泊利用は、月に 15 日、のべ人数で 25 人で平均 1 人/日程度。泊まり利用は抑えている。

利用者想定：あずま家の利用者の平均介護度は 3.2 ~ 3.3。「わが家」よりも平均要介護度は高い。

運営開始：2010 年 11 月

## 2) 開設経緯

もともと、宅幼老所わが家で通い（通所介護）と自主事業での宿泊、居住（長期宿泊）支援を行っていたが、在宅高齢者支援のニーズ増と、居住支援のニーズ増を受けて、多機能型居宅介護と住宅型有料老人ホームの複合施設を開設した。自主事業から有料老人ホームに転換したことで利用料を上げ、介護保険の制度に載せることで利用者負担の変更なく運営に係る費用をいただき経営を安定させることができた。有料老人ホームは特定施設の指定は受けていないが、お受けした場合は最期まで過ごしていただける終の棲家としての介護を提供している。

「住み替え」によって在宅での生活を継続できることが重要と考えており、あくまでも「家」として、制度やルールに縛られない生活環境を提供したいと考えた。そこで、最も対象者や運営の自由度が高い住宅型有料老人ホーム（特定施設ではない）とし、小規模多機能型居宅介護を併設して、高齢者と共障がい者の地域での生活の場にもなるように位置づけている。この背景には、精神障害者の地域移行<sup>注1)</sup>があり、駒ヶ根病院<sup>注2)</sup>に入院していた患者の地域移行が第一次・二次と行われた際に生じた地域移行の受け入れ先がない住宅難民を受け入れようと考えたためである。実際に、当時 4 人の駒ヶ根病院からの地域移行者を受け入れた<sup>注3)</sup>。また、知的障がい者の日中の活動場所がないことも課題であり、宅幼老所あずま家は知的障がい者の日中の活動場所としても利用されるようにサービスを提供している。

介護保険と障害者自立支援法が分かれていることで、制度で線が引かれてしまい、融通の利く運用は難しい。基準該当<sup>注4)</sup>を地域や行政で認めてもらうのに時間がか





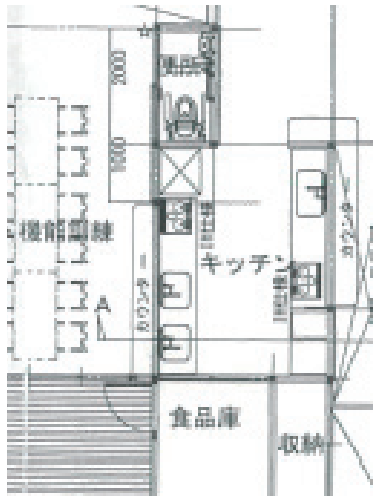


図 13. キッチン拡大平面図



図 14. キッチン

両側にカウンターがあるキッチン



図 15. 浴室

入浴を楽しみにされる利用者も多いことから、浴槽は青森産のヒバ、内装は石と無垢材貼りで仕上げた、リッチで特別感のある浴室を設えた。

通り抜けができる台所を小規模多機能型居宅介護「あずま家」と住宅型有料老人ホーム「よろず家」の共有として中央に置く。中央に配置されたキッチンは、それぞれのリビングスペースに隣接している。

平屋の構成だが、廊下の上部をロフト状の収納スペースとして利用している。当初計画では不足していた収納スペースを、後から確保した経緯があった（図 12）。

#### ■台所

あずま家、よろず家の両方向に向けてキッチン台正面はカウンターとなっている並列型のキッチン。シンクなど立ち位置がずれるように配置されている（図 13, 14）。キッチンからはリビングスペース（食事と滞在の主たるスペース）が見守りやすく、リビングスペースからはキッチンで働くスタッフの動きや、食事を用意するにおいや音を感じることができる。

別事業のキッチンを共有型で設置する配置が許可されている点は特徴的で、当該自治体における事業認可の柔軟性の表れと指摘できる。

#### ■リビングスペース

有料老人ホームよろず家側のリビングスペースは、比較的小規模で落ち着いた採光の空間、宅幼老所あずま家側の広いリビングスペースは天井高の高さと全面開口部からの明るい光が差し込む空間である。こちらには、壁際に畳コーナーが設けられている。窓の外には、前景に駐車場と畑、その後ろに村の住宅などと山の風景が広がる。

趣の異なる2つのリビングスペースは、住まいとしてのリビング（よろず家）と、日中に大人数で集まって過ごす場所としてのリビング（あずま家）の趣旨と雰囲気の違いを反映しており、必要に応じて選択的に利用できることは利点である。

#### ■宿泊室

宿泊室は規程に則り5部屋つくっており、「わが家」よりも利用者の要介護度も高いことから、利用頻度は比較的高い。ただし、積極的に空きを埋めるような運用はしておらず、定期的な宿泊（SS）利用や中長期の宿泊利用は受けていない。空き室にはソファやローテーブルを置いて、利用者が集まる刺激から隔離されて静かに過ごせる小さなリビングとして利用している。

刺激に対して敏感な、行動障がいのある障がいの者の利





**図 16. 有料老人ホーム「よるず家」、居室群側を見る**  
廊下の高い天井高を生かしてロフトスペースを設け、収納に活用している。こうした作り込みは断面方向の変化も生み、滞在空間にもなる廊下となっている。



**図 17. 小規模多機能「あずま家」、宿泊室群側を見る**  
広く取られた廊下に、壁設置の間接照明と椅子で居室とリビング以外の第3の選択肢となる、ちょっとした滞在場所をつくっている。



**図 18. 有料老人ホーム「よるず家」、リビング**  
住まいらしい手頃な広さと天井高のリビングスペース。窓は一面に大きく取られ、その外にはデッキがつながっている。リビングの外にデッキを設けるのは、旧「わが家」のイメージ。



**図 19. 小規模多機能「あずま家」、リビング**  
広く取られたリビングの一面に大きく開口面を持ち、天井高も高く明るく広々した印象のリビング。



**図 20. 「あずま家」宿泊室の空き室を使った小さなリビング**  
使われていない宿泊室にソファやローテーブル等を置いて、クローズドで静かな、小さいリビングスペースとして使っている。



**図 21. 「スタッフ猫」が一緒に暮らしている**  
生き物がいる環境は、日々の暮らしに癒やしや変化を与える。飼われている猫たちは来客や利用者らと一緒に過ごすこともあり、「スタッフの一員」と遇されている。



図 22. 前面道路側からの外観と諸機能の配置

手前の平屋建物左から、コインランドリー（図 23 の右下のグレーに塗られたスペース）、カフェ（同、緑）、アパレルセレクトショップ（青）、整体／高齢者向けのトレーニングジム（オレンジ）、接骨院（水色）と並んでいる。

右奥の2階建ての建物の1階が小規模多機能型居宅介護（白）で2階が有料老人ホーム。

図面中ピンク色の箇所が配食事業の厨房。黄色は村の委託を受けた公衆トイレとロビーで、村内にはあまりない雰囲気をめざしたラグジュアリーな印象の空間。結婚式の廊下などの内装イメージを参考にしたという。廊下に面した四角い小部屋は、期間を限ったチャレンジショップとして村内または近隣で事業を新たに考えている人を対象として、安価で提供されている。

用があった時期、宿泊室ゾーンの奥にある出入口から出入りし、入浴とその後の休憩を宿泊室で過ごすという利用方法で対応できた実績がある。動線を切り分けられるゾーニングであることは、いろいろな利用につながる。

中廊下型であるが廊下が規程よりも広く取られており、椅子などを置いて、ちょっとした滞在の場所となるように利用されている。

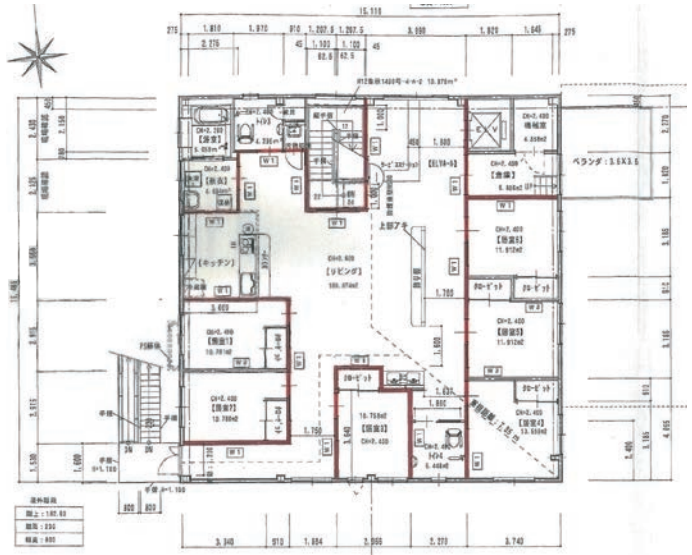


図 24. 2階平面図

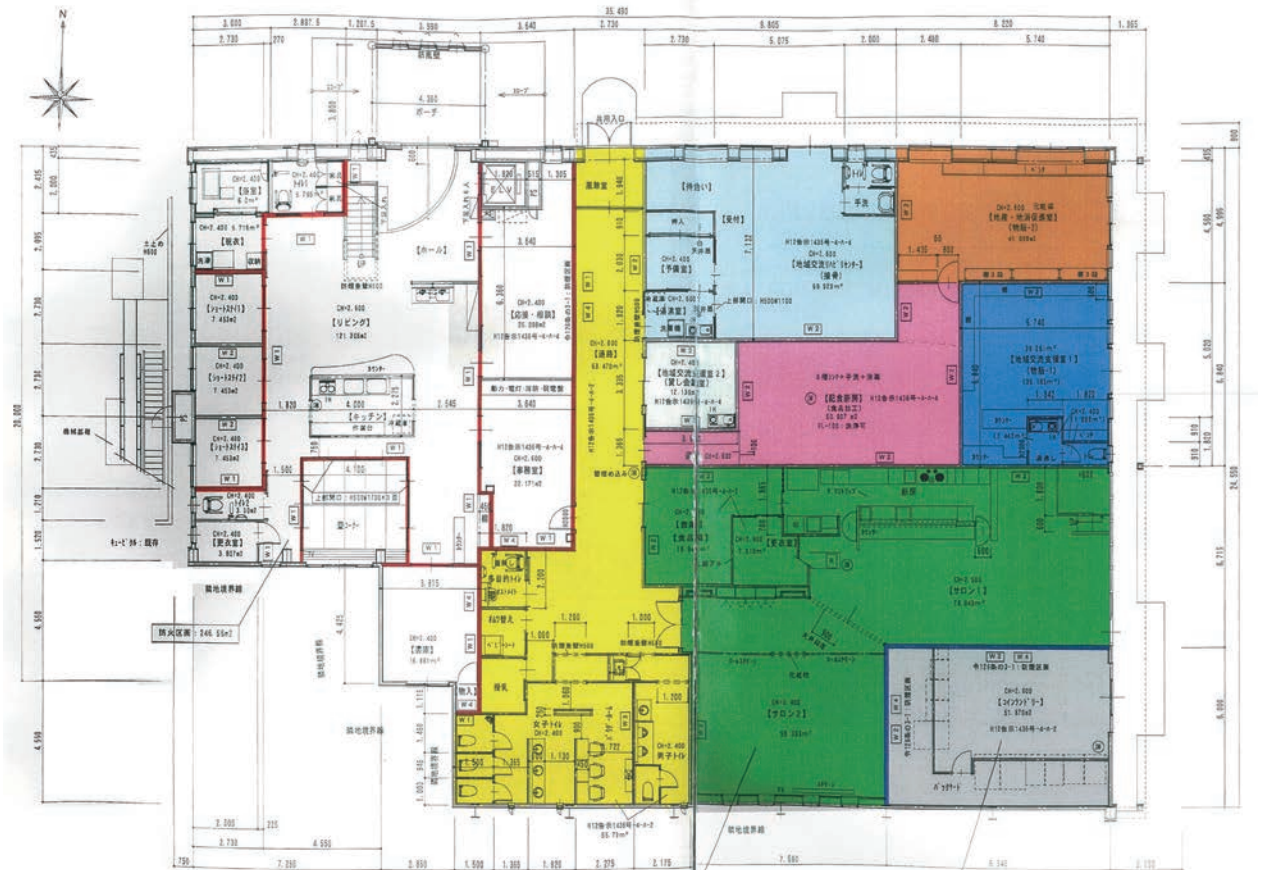


図 23. 1階平面図



## 4. 宅幼老所あずま家河原町・ 有料老人ホームメゾン河原町

### 1) 現在の事業所概要

所在地：長野県上伊那郡宮田村

施設種別：小規模多機能型居宅介護サテライト。

定期巡回ではなく、必要に応じて随時対応している。自主事業として託児を行う。

設計管理：ピーアンドシー設計（計画），カトー株式会社（設備）。ヤマウラ（施工，駒ヶ根）。

\*規模が大きいので，JVで建築

\*宮田村から補助金が出ている関係もあり，地元企業を積極的にパートナーに選んでいる

建物構成：地上2階

構造規模：鉄骨造

小規模多機能利用者定員：高齢者の登録定員が

18人（現登録者18人），通い定員10人/日。

小規模多機能利用者数平均：通い1日10人，宿泊室は3室を利用可能としているが，フルでは使われていない。

有料老人ホーム定員：6部屋が満室。1組の夫婦入居があり，入居者は現在7人。

利用者想定（3事業拠点での棲み分け）：村のなかでは居住密度が高いまちなかにあり，近隣の方の利用を想定すると，比較的要介護度の低い方まで含まれる。

運営開始：2013年

### 2) 開設経緯

「スーパーこいち」の転用による。このスーパーは地元でも知名度の高い老舗であったが，ロードサイド型スーパーなど買い物先の分散，価格競争などで，事業から撤退された。「わが家」では，まちなかにもう1つ訪問系の事業所をもつことで，辺縁部と中心部にそれぞれ拠点を持てるので良いと考えており，場所を探していた。空き店舗の物件について，知人の紹介を得て交渉してい

たが，そちらが頓挫したタイミングで，この空き物件が出た。管理をしていた銀行からの紹介もあり，また周辺地域の方からここが空き家になっていると活気や治安の面で心配もあるためここで事業をできないかと相談された経緯がある。はじめは，再度スーパーを誘致することも考えたが，この場所で長く事業をし，次世代の経営者も育ててきた「こいち」さんが廃業せざるを得なかったのなら，同じ業態では立ちゆかないとアドバイスを受けた。

当初想定よりも規模が大きいため，よろず屋を本体事業所とする小規模多機能型居宅介護サテライトとする案が浮上し，宮田村からも許可が降りたため，実現の運びとなった。

### 3) 建築のコンセプト

もともと，従来型特別養護老人ホームの環境への疑問があったことなどから，「福祉施設」という概念で建物をつくることをやめたいと考えていた。当初，まちなかに小規模多機能型居宅介護の事業所を展開しようと思っていた際に想定した規模よりもかなり大きな建物での事業となったため，機能を複合することとした。また，周辺地域にとっては長いこと買い物を通した日常的な外出先やそこで知り合いと会ったりもするきっかけの場所でもあるので，地域にとって必要な，また地域に活気をもたらす事業を展開することとした。



図 25. 側面道路型，小規模多機能型居宅介護事業所よろず屋河原町（1階）・有料老人ホームメゾン河原町（2階）の外観

周囲は1～2階建ての住宅街

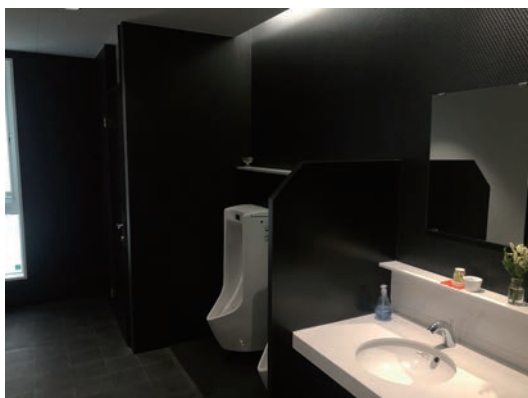
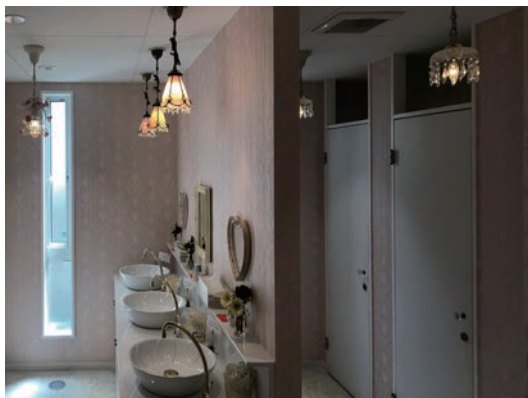


図 26. 宮田村公衆トイレと共用アプローチ通路

1. 共用アプローチ通路の様子。全体には照度を抑えてスポット照明を入れ、シックで洒落たデザイン。椅子が置かれ、休憩ができる。
2. トイレホール。天井のシャンデリアはパーツを買って自分たちで組み立てたもの。
3. 女性トイレ内装。かわいらしいアイテムが多用されている。3つのブースのクロスの色やペーパーホルダー

テナントは、自分たちで、どのような機能が地域にあったらいいか、また複合施設でのパートナーとしてどのような支援が欲しいかを考えて、地域の顔役に紹介をしていただきながら、集めた。コンビニや100円コンビニの案もあったが、物流や使用する広さなどの条件で折り合いがつかなかった。また、診療所にテナントとして入って欲しかったが、移転または新規で開業できるドクターが見つからなかった。

#### 4) 建築の特徴

プロポーザル方式で事業者を選定。ゾーニングや基本計画は、「わが家」運営者らが行った。設計士はそれらの企画や要望を具体的な図面や制度に合うように実施設計に起こしてくれたことで、施主らの要望やイメージが全面的に生かされている。

##### ①宮田村公衆トイレと共同アプローチ通路（平面図黄）

ヨーロッパの明るい裏路地の雰囲気や、東京駅からの丸ビルへの地下通路のレトロな雰囲気、結婚式場のアプローチなどが、村に他にない場所として差異化が図りつつ楽しく利用できると考え、そうした内装コンセプトとした。コミュニティカフェの奥側にある家族連れスペースからすぐにトイレに行ける動線としており、子連れの方、おむつ交換などの動線にも配慮されている。

老若男女の利用を想定し、介護用トイレ、おむつ交換・



ダーをそれぞれ変えている。

4. 男性トイレは、要素を抑えたシックなデザイン。
5. 介護用トイレは、横スライドで移乗しやすい配置の等の工夫がある。



授乳室，女性／男性トイレがある。介護用トイレは，わが家で採用しているトイレシステムと同じ考え方で作られている。自宅改修等を念頭に，介護用トイレを体験する場としての役割も期待される。

女性トイレの内装は，「わが家」で事務職をしている親族がコンセプトを担当した。若い女性にとって魅力的な空間として，ロココ調（「マリー・アントワネットの部屋のイメージ」）の内装を目指した。照明器具を通販で取り寄せて自分たちで組み立て，施工するなど，予算を抑えながらこだわりの空間になっている。

男性トイレはシンプル・クールな色使いと装飾的要素を抑えたデザインとした。

## ②チャレンジショップスペース（平面図白）

村内，または近隣の方で，お店や事業を興したい人のための期間を区切って貸し出している。12㎡程度で，簡易的な水回りが取り付けられている。利用料金は月1万円＋共益費3500円で，周辺の相場からしても安い。共通通路側に面しており，建物の外からは見えない位置にあるが，コミュニティカフェの側からトイレに出た際には看板が見えるなどで，客の動線を確保できる。

## ③配食厨房（平面図ピンク）

「わが家」が直営している。

減塩・刻み・とろみ等の配慮が個別になされた高齢者向け一般配食サービスの他，近隣の医療施設で，人間ドックを行う部署から昼食の発注を受けている（こちらは入院患者用の食事ではないので，減塩等のあまり細かい対応が必要ない）。注文がフルで重なった場合は手狭であるが，現在の食数には充分に対応できている。

飲食と総菜のバックヤードは，以前はふさいであったが，通して共有できるようにした。以前は総菜販売のみの営業であったが，単体事業だと赤字になりがちだったこともあり，別の場所（平面図オレンジ，現高齢者向けジム）で行っていたお惣菜事業と配食事業を併せてこの場所で行うこととした。バックヤードスペースの統合など，事業所間の融通ができるので，安定的な経営が行える。

## ④コミュニティカフェ CELESTE（平面図緑）

配食厨房とともに，「わが家」の直営である。

村では，子育て中の親御さんや介護をしている家族の行き場所や楽しみの場所，ちょっとした相談事の場所などが無いという声があり，介護が必要な方やその家族・

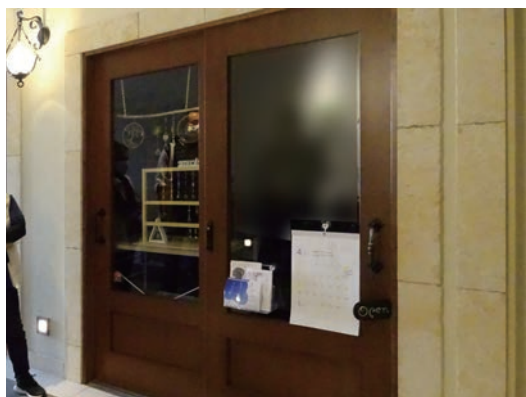


図 27. チャレンジショップスペース

取材時はサンキャッチャーなどの小物のお店が開店準備中



図 28. 配食厨房

コンパクトにまとまっている。左手前はスタッフの休憩スペース。

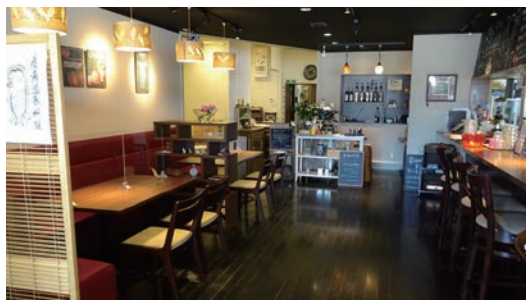


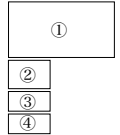
図 29. コミュニティカフェ CELESTE 外観と内観

洒落た店内と，ガラス張りの外観は村では他と違う場所として人気がある。



図 30. コミュニティカフェ CELESTE 内観

①奥の入り口（トイレ側）から正面入り口側を見る。左手には天井まで届くマガジンラック。②床座のスペースは子連れグループに人気。③④駄菓子コーナー



友人、子連れでも利用しやすいカフェをつくった。洒落た内装やメニューは村の人たちにとっても嬉しく楽しい場所で、集落の会合などにも幅広く利用されている。

法人ではもともとの理念として「みんなが来られる場所」をつくらうとしていた。“誰でも来られる場所”を構想したとき、「子供と母親が来られる場所は、誰でも来られる」のではないかと、という着想を根幹に持っている。

子連れの人でも利用しやすいよう、奥に床座形式のスペースを設けている。ここには子供の基地になるようなテントを張ったりして、屋内ピクニックができるアウトドアスペースのような空間と位置づけた。

COVI-D19 での外出や会食の自粛により、2020 年には利用者が減っており、お総菜の販売のみを行っていた。2021 年年明け以降は、再開を望む声も多かったことから床座飲食スペースの密度を 5 ブースから 3 ブースに下げて日中営業を再開しており、徐々に客足が戻っている。





図 31. 東（主接道）側より見る。左から、コインランドリー、コミュニティカフェ CELESTE、ブティック

夜間はまだスタッフも揃わないので再開していないが、希望は多い。夕方3時頃からは、子連れの利用者が多い。

入り口脇には小上がりのような駄菓子コーナー、子供の基地のような場所がある。自身のこどものころの思い出で、「ここにいくと駄菓子があった」という場所があった。そうした駄菓子屋もなくなってしまったので、子供たちの思い出に残る場所を作りたい。自分の生まれたところこんなものがあった、というのを残していきたいと思って、駄菓子（屋さん的な場所）を思いついた。

このコミュニティカフェを起点に、託児を行っているが、こちらは正規の保育事業として立ち上げるつもりはなく、いざというときのちょっとしたお手伝いができればというような位置づけである。夏休みにはスペースをとって、子供がワンコイン（何円玉でも良い）でご飯を食べられるようにしている。

#### ⑤コインランドリー

このコインランドリーは、隣村に本店があるご当地チェーン。プロジェクトの当初、テナント募集や事業内容構想の開始時から、⑤コインランドリーと⑥接骨院は入ることが決まっており、必要平米数も事業者からの要望で決まっていた。先にテナントが決まっていたためにそれらを手がかりにして他の事業を組み立てることができた。コインランドリーは売り上げがよく、地域の皆さんによく利用していただいている。コインランドリーを



図 32. トイレホール側からの CELESTE 入り口

子供連れの利用が多い床座スペースとトイレホール側出入口が隣接しており、子供のトイレ介助の動線が便利。トイレホール側からの入り口前にはメニューボードが置かれ、公共トイレに寄った人がコミュニティカフェの利用を誘われる動線になっている。



図 33. 整体／高齢者向けトレーニングジム（ふれあいラボ）

介護予防における理学的介入や運動療法を含むフレイル予防がより重視されるようになってきている。



図 35. 移動販売車

スーパーマーケットがなくなってしまったため、この地域にお住まいで車の運転ができない高齢者などは買い物の行き先に困るようになった。「わが家」で移動販売車の営業をしたかったが、個人事業主としての登録・営業が必要とのことで、直営での運営は断念した。法人関係者に依頼して移動販売車の運用を始めたが、しばらくして廃業（転職）の希望があったため、現在は法人と直接関係のない別の事業者に変更した。

利用している間に食事に寄るなど、日常的な利用の蓋然性が高い機能がテナント店舗として入っていることが、全体の活気につながっている。

#### ⑥接骨院（ふれあい接骨院）、整体／高齢者向けトレーニングジム（ふれあいラボ）

図 23 の水色箇所がふれあい接骨院，オレンジ箇所がふれあいラボ。接骨院は当初からテナントとして入ることが決まっていた。内科を主としたクリニックの誘致も検討したが、この場所で開業してもらえる医者が見つからず、断念した経緯がある。トレーニングジムは開設後数年して総菜屋の後に開業されたもので、近年のフレイル予防への関心の高まりなども受けて、積極的な健康づくりの起点としての役割が期待されている。

#### ⑦宅幼老所あずま家河原町

正面接道から見て奥側，2階建て部分の1階，サイド接道側に入り口を設けている。位置づけは，宅幼老所あずま家を本体施設とする，サテライト事業所である。

#### ■エントランス前

エントランスの前には，ノスタルジックなバス停のようなデザインの屋根つきベンチが置かれている（図 34）。そこには掲示板が置かれ，近隣の小学校の子供たちが描いた商店街の案内や，まちのイベント情報が掲示されて

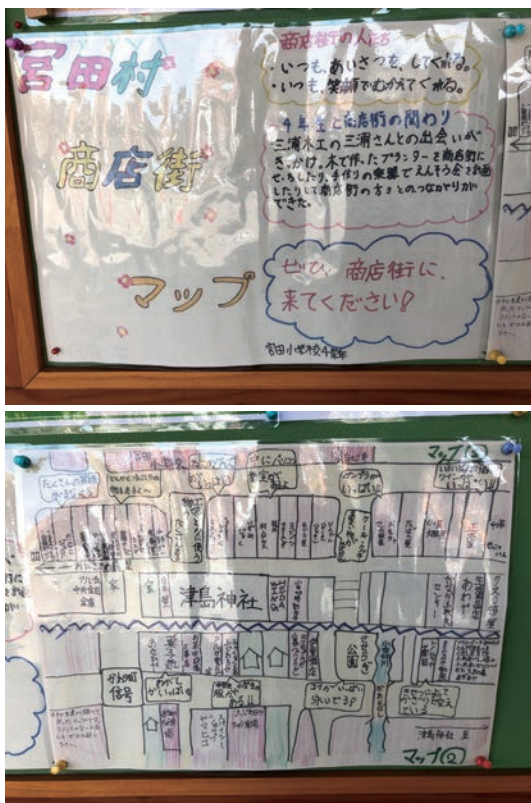
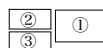


図 34. あずま家河原町エントランス前

①エントランスの前にはノスタルジックなデザインの，バス停のような屋根付きのベンチが置かれている。そこにある掲示板には②③近くの小学校の子供たちが描いた商店街の案内や，まちのイベント情報が掲示されている。以前スーパーが持っていた情報集約・発信拠点としての機能が残されている。この「バス停」の向かって左が，共通通路の入り口。





いる。この場所は休憩の場所でもあり、入居者や利用者に帰宅欲求が生じた場合に「バスを待つ」ことで気分を落ち着ける装置としても機能する。

ここには移動販売車がやってくる（図 35）。入居者や、長距離の移動が難しい近隣の方がちょっとした外出と買い物を楽しむことができる目的地になっている。「バス停」のようなスペースは、この移動販売車を待つ空間として実効性のある空間でもある。

エントランス前には軒下空間があり、そこにはテーブルと椅子が設えられている（図 36）。

### ■共有の玄関

⑦宅幼老所あずま家河原町と⑧有料老人ホームメゾン河原町は別の事業所であるが、連携して運用されるため特例的に玄関が実質的に共用でも認可を受けている（図 37）。登録上、写真右側がメゾン河原町（右側の壁は 2 階：メゾン河原町フロアへ上がる階段）、左側があずま家河原町とされているが、2 階へのエレベーターは写真左手手前にある。

さほど広くない玄関ホールはその適度な広さ感や壁際のダウンライト、利用者らの持ち物が見えるように置かれていること、また分節されてはいるものの扉などなくリビングスペースの様子が連続的に見えることなどが相まって、「施設」らしい堅い雰囲気のない印象である。

壁際にはスタッフ紹介のボードなどの掲示のコーナーと、季節の飾りと駄菓子販売・コーヒー販売の棚が置かれている。利用者らにとっての懐かしい雰囲気づくりとともに、子供や家族などが寄りつきやすい手がかりにもなっている。

### ■キッチンとリビングスペース

「わが家」の基本スタイルとして、キッチンを中心に置かれている。それを囲むようにリビングスペースとサブリビングスペース（畳が敷かれた床座空間、訪問時はまだ冷える時期のため絨毯が敷かれていた）、宿泊室が配置されている。

キッチンとリビングスペースが対面し、近い関係をつくっているところがあずま家河原町の特徴で、あずま家・新わが家のように間に移動空間を置いていないため集まりの場自体がコンパクトで親密な印象を受ける。キッチンとリビングスペースのかたわらに書き物などを行うスタッフのスペースをつくっており、スタッフと利用者



図 36. エントランス前の軒下空間

集合住宅の足もとロビーのような、「普通の家」らしさを感じさせる空間でもある。



図 37. 宅幼老所と有料老人ホームの共用玄関

5センチ程度の段差と手すりのある玄関。下足部分は円弧状で、写真左手手前にエレベーターがある。



図 38. リビングスペースとキッチンの関係

図 37 の写真奥に見えるのがキッチンで、その前がリビングスペース





図 38. いろいろな方向から見たリビングスペース  
キッチンを囲んでリビングスペースとサブリビングスペース（床座の空間）が配置されている。



図 39. 坪庭を見ながら入れる風呂  
壁と床を石で仕上げ、壁上部は木貼り、浴槽につかると坪庭を見られる個浴の風呂。スタッフは入浴の技術を身につけているので、ほとんどの利用者はこの普通浴槽で対応可能。なるべく人の手での介護をという方針でいる。稀に機械浴が必要なケースでは、新わが家の設備を利用する。

の主たる滞在場所が密度高く配置されている。

キッチンの裏側にあたるサブリビングスペースは逆に、疎の印象で、南側からの光が入る、明るい落ち着いた印象の空間である。この空間のメリハリは場所の選択や使い分けには有利に働くだろう。

#### ■宿泊室

宿泊はいまは積極的に受けていないので、多くの日で空いている。余裕の空間は会議室や、子供が来たときの勉強部屋などとして使っている。

#### ■風呂

普通浴槽のみを用意している。自宅とは異なる雰囲気を入浴を楽しみたい利用者のために、坪庭を見ながら入れる、特別感・高級感のある内装にした。ほとんどの利用者には対応可能で、どうしても機械浴が必要な場合は



新わが家の設備を利用する。

### ■「みんな食堂」の活動

あずま家河原町が中心となって、地域のおばあちゃんたちがカレーをつくる「みんなの食堂」を今までに4回（毎月第三木曜日）実施している。大人は500円、こどもは小銭でも紙で描いたお金でもなんでも良い、としている。メニューがカレーであるのは、あまり好き嫌いなくみんなが食べられ、誰でもつくることができるメニューであるため。食材は参加するおばあちゃんたちが揃えてくれるので、ごはん用のお米は「わが家」で用意している。もらった食材を使ってアレンジしたりして、その時にある材料でつくっている。コロナ禍の推移を見ながら今後、子ども食堂を少しずつ組み入れていきたいと思っている。

## ⑧有料老人ホーム メゾン河原町

### ■全体の構成

あずま家河原町の玄関横の階段を上った2階が、有料老人ホーム メゾン河原町のフロアである。6室だけの小規模なホームで、リビングスペースとキッチン、居室群と水回りからなる。

### ■リビングスペース



図 40. わが家の「みんな食堂」

「バス停」の掲示板に貼られている、みんな食堂の案内。毎月第三木曜日と日を決めて、地域のおばあちゃんたちがカレーをつくって振る舞う日としている。参加者にとっては生きがいや地域とのつながりのきっかけにもなる。



図 41. 有料老人ホーム メゾン河原町内観

6室のみという小規模な有料老人ホームは珍しい（一般的には、スタッフのシフトや運営費用の収支バランスなどの観点から20床を最小限の規模として計画される）。現在は満床で、あまり入れ替わりがないため入居の希望があってもすぐに入居することはできない。村内や近隣地域には一定以上の規模の高齢者の入居施設が他にもあるので、「わが家」ではあくまでも小規模な暮らしの場としての有料老人ホームの運営を行っている。また、共生型ケアの運営理念に基づき障がい者の入居も可能とするため、特定施設（入居者介護）の指定は受けずに運用している。



図 42. 有料老人ホーム メゾン河原町居室の様子  
ご夫婦で入居されているケースが 1 件あり，現在は 6 室・7 名が入居している。

階段を上ったところに直結してリビングスペースがある。ホール型の配置で，周囲にキッチンと居室が置かれている。小規模なホームであるが，居室よりも共用空間に優先的に面積が使われており，椅子座の空間（食卓）と，床座の空間（ソファとこたつの空間）が設えられている。キッチンでは入居者らもスタッフと共に調理や調理の補助の作業を行っている。

入居者らは基本的に食事をこちらでとるが，活動内容や気分（場所を変えた方がよいときなど）に応じて下階の小規模多機能型のスペースを使うこともある。

#### ■居室

改修であり，店舗側の屋根がかかっているなど部屋によって条件が異なるので，同じ形の部屋がとれず，窓の位置もそれぞれ異なる。中には，高所の明かり窓（ハイサイドライト）しか取れない部屋もある。それぞれ条件が異なる居室を住みこなす様子は，一様な集合住宅／施設的な空間とは異なる雰囲気にも繋がっている。

居室には収納とベッド，持ち込みの家具等が置かれている。地域柄，村内の自宅を残しておきたい希望もあり（それは遠方にお住まいのご家族が訪問するときの拠点にもなる），家を引き払い家具等もすべて処分されて入居されるケースの方が少ない。

スタッフの宿直のための予備室は，障がいのある若年者の就労支援のステップとしての生活訓練（朝起きて，仕事に行く，帰ってきて食事や整容などの身の回りのことを自立して行う）に使用していたこともある。

## 5. 法人内事業所間での連携等

#### ■事業所間の行き来

今（取材時，2021 年 3 月）は COVID-19 のため，異なる事業所間での行き来は以前よりも少なくしているが，それ以前は連携や毎月の研修会（全体会）を含めスタッフの事業所への行き来を頻繁にしていた。この研修会の内容は，スタッフが自ら考える。例えば「虐待」の勉強会や，利用者の状態に合わせた適切な余暇／レクリエーション的なものまで，幅広く情報共有や勉強をしていた。

この研修：全体会は，事業所間での情報交換，勉強会，サービスへの考えを深めたりといった機会になっており，



スタッフ間の人間関係の構築にも寄与していた。週やシフトで拠点を移動するのではなく、拠点固定の職員として働きながら基本だが、事業所間を遊びがてらに行き来することがあり、お互いの事業所が研修場所にもなる。

理念は言葉では共有し、頭で理解していても、本当に共有するためには一緒に活動する、場と時間を共有することが重要である。幸いにして、事業規模が大き過ぎることはないので、お互いに何をしているか、自分たちが何をしようとしているかを分かりながら、仕事をする事ができている。

### ■職員規模と定着など

スタッフは、飲食関係を含めて全員で50名弱。介護職は37～38人で、年間のなかでは春先は入れ替わりが多い。毎年この時期は、職員に何を伝えたらいいのか悩む時期でもある。働く楽しさや、この職の魅力を伝えているつもりでも伝わらないのではないかなど。この法人では離職者は多くはないが、役職がついてくると、直接介護職としての職能だけに集中していればよかった段階から管理責任や指導の仕事が増えて、かつて楽しいと思っていた仕事の「感触／実感」からやや距離を置くことも出てくる。そうした責任が増えて現場から少し距離を取らざるを得なくなるタイミングは不満や不安につながりやすい時期なのではないかと思う。こうした時期の適切な支援が、スタッフの定着とスキルアップに繋がると考えている。

スタッフには常々、連携が大事だと伝えており、それは思っているだけでは足りなくて、直接言葉にして相手に伝えるのが必要と思っているが、実際には難しいこともある。同じ職場の仲間相手だからこそ直接話をしにくい面もある。そうした、「これが大切」と「それがわかっている、すぐにはできるわけではない」のせめぎ合いの中にそれぞれがいるのだと理解することが大切である。

### ■事業所間での異動や人材確保

スタッフの希望やジョブローテーション、人事のバランスなどの観点でスタッフの職場異動があるが、もともと小さい村でもあり事業所間では行事や研修等を通して日常的に連携もしており、積

極的に事業所間の異動を行う必要性は感じない。

現実問題として、働き手の確保はどこの法人でも苦勞している。職員のスキルも必要であり、誰でもいいというわけではない。事業範囲のエリアでも、高齢者人口はまだ増える見込みであり、潜在的な介護ニーズは当面の間は減少することはない。宮田村では高齢者人口約2700人の中で、要介護認定を受けている人は374人しかいない\*。

逆に、宮田村ではデイサービスから特別養護老人ホームまで必要なサービスが揃っている状態にあるなかで、374人しかいない要介護認定高齢者から利用者を今後どうやって獲得するかということは課題であるともいえる。農作業をやっている身体を使っており、元気な高齢者が多いため認定に至らないケースが多いのではないかと考えているが、事業者としては少し悩みではある。現在すでにアクティブシニアを働き手として迎えていて、法人には82歳で働いている方もいる。実際に、自分より若い人を介護するという状態もある。いわゆる老老介護ということになるが、地域／在宅で暮らしている高齢者も、お互いがお互いの面倒を見る状態だということもある。これからは、そういうところに活路をみいださないと、働き手の確保が難しいかなと考えていたりする。生産年齢人口の減少と要介護高齢者の増加、介護を必要とするひとと介護をできる人の比率が変わって行く中で、介護保険を通して自宅で誰かが無償ケアワークとして担ってきた様々なケアが「仕事」になることで、残存能力の維持とともに生活の足しになってくる面もある。

### ■小規模多機能型居宅介護と人材確保

人事のバランスで難しいのは「小規模多機能型居宅介護の真骨頂」と見なしている訪問介護の人材確保と育成である。訪問介護は少人数、多くの場合1人仕事でご本人やご家族と接しなければならぬため、ある程度ベテランで、かつ生活経験\*があるスタッフが望ましい。そうした人材の確保や育成は意識的に行わないと実現できないので、法人全体での人材配置を考える際には施設間の人事ではなく法人全体の仕事の中でのこととし

て検討し、中長期的な視点で運営している。

例えば入職して3年程たった若手の人が訪問介護に行き、その先でお世話が出来るかという、行った先々での環境の違いを踏まえたケアや、狭いトイレ・風呂・ベッド周り空間でのケアの組み立てや介助など、施設でのケアとは比べものにならない苦労がある。施設ケアができて、訪問介護はできないというケースは全く珍しくない。

訪問介護の現場では「生活を見る」という視点が重要で、そこには自分自身がきちんと生活をした経験（若年層や独身の場合は、あまり気にしなくても暮らせる）、「家」という生活の場で他者のケアを行った経験があることがしばしば有効である。場合によっては、介護資格の有無よりも、結婚や子育ての経験（他者との共同生活、その主たる担い手やケアラーとしての経験）があり、高齢者の介護の経験もある、という実体験の有無の方が「訪問介護」における「生活を見る」という視点においては有利であると感じることもある。訪問先の家のルールに寛容であるか、という側面もある。そうした経験者でこれから働けるという人は40代や50代であるため、こうした40代50代を主力として考えていかないと今後は成り立たないかな、と考える。今その世代は他の仕事を持っている場合も多く、そうするといまの50代や60代の人を募って、徐々に年齢を下げて働き手を増やしていくかなど、人手の確保には常にいろいろなアイデアも考えている。有資格者に生活経験を重ねてもらおうという従来の人材確保の考え方に、生活経験者に資格を取ってもらおうという別のやり方も加えるということで、スタッフの育成の方法にバリエーションが加わるということ。こうした人材確保と育成は中長期的な視点での戦略が必要であり、法人の風土とも相まって組織づくりとも連動していく。

「住み慣れた地域で最後まで」を実現するという法人の理念を実現するべく、またどんな人でも来られる場所をつくらうとしている「わが家」。

地域にはいろいろな人が居て、得意なことや困りごとそれぞれである。そうした「多様な場面や困りごとの声」に対して、「多様さそのものを尊重し、受け入れ、同時に多様さの混在と共存が実現する場をつくる」ことによって助け、助けられる取り組みを行っている。

「地域に根ざした利用者本位のサービスを目指す」と掲げられた法人の理念のもと、地域を構成している多様な主体、時間と共に変化していく主体、それは時間断面で見れば高齢者や子供、障がい者といった言葉になるだろうが、地域に暮らす一人ひとりというだけのこと。家らしさ、地域へのなじみが大切にされており、そこには落ち着きと多様さ・混在・共生ならでの、良い意味での雑多な雰囲気共存している。それは、いかにも普通の生活の場らしい"雑多性"とでも呼べるひとつの特性である。それは、地域に暮らす一人ひとりの人間を、年齢や必要な支援によって分けない、という「あたり前」が実現された居合わせの場であるが、そのようなあたり前の地域社会の実現こそ困難で、また価値あるものであろう。自分たちが居たい場所をつくる、その原点のままに活動の拡がり、成熟を重ねてきた経緯を学ぶことができる。

(山田あすか)

\*要介護認定…平成29年時点の全国統計で、65歳以上の高齢者に占める要介護認定者は約13%、要支援認定者は約5%。宮田村の高齢者人口2700人に対して、13%は351人であり、全国統計から見るとおおむね平均値にあたる。ただし、これから高齢者人口に占める後期高齢者人口割合が増え、と、要介護認定者の割合は上昇することが見込まれている。

\*\*生活経験…ここでは、炊事洗濯や掃除、家財の整理整頓、家計経理、地域の宗教・文化行事など「家事」全般にかかる生活上のマネジメントとその経験。家事そのものは訪問介護の対象ではないが、その家に何が足りていないか、どのような困難が生じているか、は家の中の様々な状況から読み取ることができる。家事の部分を担当のではなく「その家での（介護が必要な状態での）生活」の全体像を把握しマネジメントする経験が一定期間以上あることで、利用者・利用者家族の生活上のSOSや支援のフェーズの変化などに敏感に気づき、適時のサポートに繋げることができるという。